

# ドイツの連邦自然保護法改正 —2006年連邦制改革を受けて—

海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

I 立法権限と改正経緯

II 環境法典構想

III 2009年連邦自然保護法改正

1 概要

2 主な改正点

3 各章の解説

おわりに

翻訳：自然保護及び景観保全法（連邦自然保護法）（抄）

## はじめに

ドイツにおける自然保護に関する包括的な法律は、連邦自然保護法である。この連邦自然保護法の改正法が2009年8月6日に公布され、2010年3月1日から施行されている。2006年にドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」）を改正し、連邦と州の立法権限の見直しを行ったことを受けた法改正である。それまで連邦は、自然保護の分野では大綱的立法権限<sup>(1)</sup>を有していた（基本法旧第75条）。2006年の基本法改正<sup>(2)</sup>により、大綱的立法権限というカテゴリーがなくなり、自然保護の分野で連邦と州が競合して立法できるようになった（基本法第72条第3

項）。今回の改正で、連邦自然保護法は直接国民に適用される形式になり、今までよりも詳細な規定を含むようになった。内容的には、生物多様性が重視され、種及びビオトープ<sup>(3)</sup>の保護に関する規定が拡充された。

本稿では、第I章で自然保護に関する連邦・州の立法権限の変遷及び改正経緯について、第II章で環境法典制定の試みの挫折について、第III章で2009年法の改正点についてまとめた。

## I 立法権限と改正経緯

最初に、今回の改正に至るまでの、ドイツにおける自然保護法の立法権限について簡単に触れたい。ドイツにおける最初の体系的な自然保護法は、ナチス政権下で制定された1935年のライヒ自然保護法<sup>(4)</sup>であった。1949年に基本法が成立し、その第75条第1項第3号によれば、「狩猟制度、自然保護及び景観保全」については、連邦が大綱的立法権限を有するとされていたが、連邦がこの権限を行使して、大綱法である連邦自然保護法を成立させたのは、ようやく1976年のことである。この時まで、ライヒ自然保護法は州法として存続した<sup>(5)</sup>。すなわち、各州の法令でライヒ自然保護法を改正・補足しているという状況だった。1970年代になると、独自に自

(1) 基本法では、連邦制の基礎として、連邦と州がそれぞれ、どの分野に対して立法権限を有するかを定めている。連邦の立法権限はこれまで、専属的立法権限、競合的立法権限、大綱的立法権限の3つに分けられていた。連邦が大綱的立法権限を有する分野では、連邦は大綱法で基本原則を定めるのみにとどまり、各州がその基本原則に沿って具体的な内容を規定する州法を制定していた。この場合、人々に直接適用されるのは、連邦法ではなく州法であった。

(2) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28.8.2006 (BGBl. I S.2034)

(3) 第7条第2項第4号で、「野生動植物の生物群集の生存圏」と定義されている。

(4) Reichsnaturschutzgesetz vom 26.6.1935 (RGBl. I S. 821)

(5) 1958年10月14日の連邦憲法裁判所判決による。BVerfGE 8, 186.

然保護法を制定する州が出てきた。このような中、連邦全体での統一的な法規が必要だという認識が高まり、1976年に連邦自然保護法が連邦の大綱法として初めて制定されたのである<sup>(6)</sup>。

1976年の連邦自然保護法は、その後数回にわたり改正されたが、最も実質的で大きな改正は、2002年の全面改正であった。当時の特に大きな課題は、人間の居住地における自然の生存圏及び動植物種の保護であり、人間中心でなく、固有の価値を持つ自然を保護するという観点から改正が行われた。この時追加された主な事項として、ビオトープ連携、農林水産業が自然・景観に配慮しなければならない基準、国の全地域での景観計画作成、自然保護団体の参加権の拡充と団体訴訟規定の導入などがある<sup>(7)</sup>。

また、連邦自然保護法の数次にわたる改正に際しては、種々の国際条約等の規定を国内法化することが特に重要であった。生息地指令<sup>(8)</sup>、野鳥指令<sup>(9)</sup>等の欧州共同体指令、ワシントン条約<sup>(10)</sup>、ボン条約<sup>(11)</sup>、ベルン条約<sup>(12)</sup>、ラムサール条約<sup>(13)</sup>等が、連邦自然保護法に関連する。欧州共同体指令の国内法化については、問題が大きかった。欧州共同体指令は国内法化するまでの期限が定められていたが、連邦の大綱法を改正後、16州においてそれを実施する法律を作らな

ければならないため、欧州共同体指令がドイツ全土で国内法化されるまで相当時間がかかっていた。ドイツの国内法化の対応が遅いということで、欧州委員会は欧州司法裁判所に訴えた。この主張は認められ、ドイツが罰金を支払わなければならない事態にまでいった<sup>(14)</sup>。

このような事態も要因となり、2006年の連邦制改革において、立法における連邦と州の関係が見直された<sup>(15)</sup>。それまで自然保護の分野では、連邦が大綱的法律を作り、州がその具体的な規定を含む実施法を定めていたが、2006年の連邦制改革により大綱的立法権限のカテゴリーが廃止され、自然保護の分野でも、連邦と州が競合的立法権限を持つようになった。連邦法に具体的な規定を置くこともできるようになり、連邦法を国民に直接適用しうようになった。他方、州は州法により、連邦法と異なる定めを置くことができる。連邦法と州法の関係では、後法が優先する（基本法第72条第3項）<sup>(16)</sup>。これは、新しいタイプの競合的立法権である。

## II 環境法典構想

2005年の連邦議会議員総選挙の結果誕生した CDU（キリスト教民主同盟）/CSU（キリスト

(6) Ulf Marzik and Thomas Wilrich, *Bundesnaturschutzgesetz*, Baden-Baden: Nomos, 2004, S.7.

(7) 齋藤純子「海外法律情報 ドイツ—連邦自然保護法の全面改正」『ジュリスト』1223号, 2002.6.1, p.88.

(8) 野生動植物及び自然生息地の保全に関する1992年5月21日の欧州閣僚理事会指令92/43/EEC

(9) 野生鳥類の保全に関する1979年4月2日の欧州閣僚理事会指令79/409/EEC

(10) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

(11) 移動性野生動物種の保全に関する条約

(12) ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関する条約

(13) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(14) 中西優美子「ドイツ連邦制改革とEU法—環境分野の権限に関するドイツ基本法改正を中心に」『専修法学論集』100号, 2007.7, pp.178-179.

(15) 連邦と州の錯綜した立法権限関係の整理・再編が行われた2006年の第一次連邦制改革については、服部高宏「ドイツ連邦制改革」『ドイツ研究』42号, 2008, pp.107-118. に詳しい。連邦と州の財政関係を改めた2009年の第二次連邦制改革を含む、連邦制改革全体の流れについては、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1)—基本法の改正」『外国の立法』243号, 2010.3, pp.3-18.を参照。

(16) 基本法第31条によれば連邦法が州法に優先するが、大綱的立法権限がなくなり連邦と州が競合的立法権を持つようになった領域についての例外規定である。

教社会同盟)・SPD(ドイツ社会民主党)の連立政権は、その連立協定に「環境法典」の制定を掲げていた<sup>17)</sup>。従来、ドイツの環境法は様々な分野に分かれており、さらに連邦法と州法が混在している状態であった。そのため、単独の事業のために現在複数の許認可手続が必要であるところを、全国的に統一し、一つの手続で済むようにしようという構想である。2006年の連邦制改革を受けて、この動きが本格化した。

2008年には環境法典の草案<sup>18)</sup>が作成された。草案は、第1編:総則及び事業関連環境法、第2編:水管理、第3編:自然保護及び景観保全、第4編:非イオン化放射、第5編:排出権取引から成る。草案作成当初から連邦や州の政府、経済界からの意見が取り入れられた。特に第1編の許認可手続に関する部分では、実務者と企業の意見が重視され、実際に適用可能となるよう検証が進められた。手続を簡素化する際に特に考慮されたのは、自然保護の水準を引き上げも、引き下げもせず、同レベルを維持することだった。各州の自然保護法の基準が様々なので、草案には州の平均的基準が採用された<sup>19)</sup>。

このような大変な調整作業を時間をかけて進めていたにもかかわらず、環境法典草案は、2009年2月にバイエルン州(保守のCSUが州議会の与党である)の反対に遭い、妥協案も受け入れられず、遂に法案化に至らなかった。バイエルン州が反対したのは、特に手続簡素化について定めた第1編である<sup>20)</sup>。

そこで急遽閣議決定されたのが、環境法典草

案の第2編以下の内容の実現を図る自然保護法、水管理法及び非イオン化放射保護法の各改正法案並びに環境関係法整備法案である。特に自然保護と水管理については、2009年中に連邦法が成立していなければ、2010年以降は各州がそれぞれ権限を行使して連邦の大綱法と異なる定めをしてもよいとされていたので(基本法第125b条)、州毎に規定が異なってしまう事態になる可能性が大きかった。そうなった場合には、複数の州に経営基盤を持つ中小企業の投資活動に与える影響が大きいとされ、連邦法の改正は急務とされていた<sup>21)</sup>。

この4法案は一括審議され、州の利害を代表する連邦参議院において約150の修正動議が議決された。連邦議会では、連邦参議院の提案に基づいた修正を多数行い可決した。連邦議会と連邦参議院の議決が一致しない場合の調整機関としての法案審議合同協議会が招集される可能性もあったが、連邦議会の任期終了が迫り、それを回避して、改正連邦自然保護法は成立した。

### III 2009年連邦自然保護法改正

#### 1 概要

上述のような経緯で、2009年7月に連邦自然保護法は改正され、2010年3月1日から施行されている。各州はそれぞれの自然保護法を検討し、2010年中には新法を制定する州が多いと見られる。一般原則、種の保護、海洋保護につい

17) ドイツで環境法典制定の試みは2度目である。90年代の試みでは、連邦が自然保護分野で大綱的立法権限しか持たないために失敗した。経緯については、ミヒャエル・クレプファー(松本和彦訳)「ドイツ環境法典の編纂プロジェクト」『ノモス』21号、2007.12、pp.51-72.に詳しい。

18) この草案は法案として閣議決定される前段のもので、連邦環境省HPで参照することができる。〈[http://www.bmu.de/gesetze\\_verordnungen/bmu-downloads/doc/40448.php](http://www.bmu.de/gesetze_verordnungen/bmu-downloads/doc/40448.php)〉(以降、インターネット情報はすべて2010年7月31日現在である。)

19) Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 858, S.202(C).

20) „Das Gesetz, ein scheues Reh“, *Das Parlament*, 16.2.2009.

21) Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Pressemitteilung Nr. 077/09*.

ては、州法で別段の定めをすることができないが、それ以外については、この限りでない。2006年の連邦制改革に基づく2009年の改正連邦自然保護法は、次のような特徴を持つ<sup>22)</sup>。

- ・全ての国民に直接適用される。
- ・州法の規定を、必要な限りにおいて、連邦法に採り入れる。
- ・EU法規の国内法化を、連邦と州の2段階ではなく、連邦で統一的行う。
- ・自然保護関連法規をまとめて分かりやすくし、適用を容易にする。
- ・一般原則を明示する。

## 2 主な改正点

2009年法の内容や構成については、2002年に全面改正された法を踏襲しているところが大部分である。だが、これまで州法で規定されていたことを採り入れた部分もあり、自然保護の分野で、連邦が初めて網羅的に規定を定めた点で意義深い。

その主要な改正点を簡単な新旧対照表としてまとめた（末尾の表1「新旧対照表」参照）。新設された規定のほとんどは、州法の規定を採り入れたものである。

## 3 各章の解説

次に各章の改正点の概要を示す<sup>23)</sup>。

### 第1章 総則（第1条－第7条）

第1条第1項（一般原則）では、長期的に確保しなければならないものとして、大きく3つの分野を掲げている。すなわち、1. 生物多様性、2. 自然財の再生能力及び持続的な利用可能性を含む自然界<sup>24)</sup>の供給能力及び機能、3.

自然及び景観の多様性、固有性、美観及びレクリエーション価値、である。さらに、自然・景観保護の目的を他の利益と比較衡量して実現すべきことを定めている（第2条第3項）。

### 第2章 景観計画（Landschaftsplanung）（第8条－第12条）

第8条（一般原則）では、自然・景観保護の目的を具体化し、それを実現する手段としての景観計画が定められている。州レベルの景観計画には、景観プログラム（Landschaftsprogramm）と景観大綱計画（Landschaftsrahmenplan）がある。景観プログラムは州の全域に対するもので作成は任意である。景観大綱計画は州の一地域について作成するものであるが、景観プログラムの内容・具体性が景観大綱計画と対応しない場合に限り、州の全地域に対して作成しなければならない（第10条）。市町村レベルでは景観大綱計画に基づく景観計画（Landschaftsplan）と緑地整備計画（Grüordnungsplan）がある。景観計画は各市町村の全域に対するもので、当該地域の自然・景観に重要な変化が予想される場合、例えば建設計画がある場合などには、作成しなければならない。緑地整備計画は市町村の一地域について作成される。緑地整備計画の作成は任意である（第11条）。緑地整備計画は既にいくつかの州で作成されているものであるが、連邦法には今回初めて導入されたカテゴリーである。

また、景観計画（Landschaftsplanung）においては、国土整備の原則を考慮しなければならず、建設管理計画<sup>25)</sup>に際しては、景観計画において定められた自然・景観保護の目的や必要

<sup>22)</sup> Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Das neue Bundesnaturschutzgesetz: Einheitlich und bürgernah*, Berlin, 2010, S.7.

<sup>23)</sup> 以下の各章解説は、主にDeutscher Bundestag, *Drucksache* 16/12274、16/13430に依った。

<sup>24)</sup> 原語はNaturhaushaltである。第7条第1項第2号で、「土壌、水、大気、気候及び動植物等の自然財並びにその相互作用」と定義されている。

性、措置が考慮される。このように国土整備計画・建設管理計画<sup>26)</sup>と景観計画は、相互に関連し合っている。

### 第3章 自然及び景観の一般的保護（第13条―第19条）

第3章では、自然及び景観の侵害（Eingriff）に際して行わなければならない補償について定められている。第13条（一般原則）では、自然・景観に対する損傷はまず回避しなければならず、回避不可能な場合には補償措置（Kompensation）をとり、補償措置が不可能な場合には補償金（Ersatzgeld）を支払わなければならない旨、定められている。補償措置には2種類あり、損傷された自然の機能及び景観を従前と同様に再生する回復措置（Ausgleichmaßnahme）と、同価値の方法で再生する代替措置（Ersatzmaßnahme）がある。

今回の改正により、代替措置について、ドイツ全土を73の自然区域（Naturraum）<sup>27)</sup>に分け、侵害が行われる自然区域と同じ自然区域内で代替措置を行うという空間的な規定が導入された。これは多くの州法で、代替措置を行う場所をそのように定めていることによる。さらに措置の優先度は、以前は回避>回復>代替であったが、今回の改正により、回避>回復・代替>補償金となり、回復措置と代替措置が同等となった（第13条）。補償金は、当該自然区域において、自然・景観保護の目的に限定して使用す

る（第15条第6項）。補償金については、連邦法で初めて規定された。

自然・景観への侵害に対する補償措置を、安易に農地で行わないような配慮もされた。農業で使用する土地において代替措置を行う場合には、農業の構造上の利益を考慮しなければならず、特に農業利用に適した土地では、補償措置に伴う土地利用を必要な範囲に限らなければならない（第15条第3項）、という規定がそれである。

さらに今回の改正で加わったのは、第16条で規定する「補償措置の貯蓄制度」である。既に州法に基づいて実施されているエコロ座（Ökokonto）や土地プール（Flächenpool）等を根拠づける規定である。これは、侵害が行われる前に、補償措置や補償措置に適した土地をプールしておき、侵害が行われた場合に、原因者はお金を払い、エコロ座や土地プールからそれに応じた措置や土地が引き落とされる仕組みである<sup>28)</sup>。このような補償措置の事前貯蓄によって侵害と補償との間にタイムラグが生じることを避けることができ、また補償のための土地調達の問題を解決することもできる。エコロ座の管理は、自然保護団体が行っている。エコロ座への補償措置の登録は、原則として私人でも可能であるが、実態としてはほとんど自治体が行っている<sup>29)</sup>。細則は、州法で定める。

<sup>25)</sup> 原語はBauleitplanで、Fプラン（土地利用計画）とBプラン（地区詳細計画）がある。景観計画はFプランに相当し、緑地整備計画はBプランに相当する。

<sup>26)</sup> 国土整備計画は、国土整備法（Raumordnungsgesetz）に基づく連邦・州レベルの土地利用計画で、建設管理計画は、建設法典（Baugesetzbuch）に基づく市町村レベルの土地利用計画である。

<sup>27)</sup> 1994年のSsymankの自然区域区分による。（BT-Drucksache 16/12274, S.57.）

<sup>28)</sup> Johann Köppelほか（水原渉訳・共著）『進化する自然・環境保護と空間計画―ドイツの実践、EUの役割』技報堂出版、2008, pp.127-142.（原書名：Eingriffsregelung, Umweltvertraglichkeitsprüfung, FFH-Vertraglichkeitsprüfung, 2004）

<sup>29)</sup> Erich Gassner, *Bundesnaturschutzgesetz: Kommentar : unter Berücksichtigung der Bundesartenschutzverordnung, des Washingtoner Artenschutzübereinkommens, der EG-Artenschutz-Verordnungen, der EG-Vogelschutz-Richtlinie und der EG-Richtlinie 'Fauna, Flora, Habitate'*, München: Beck, 2003, S.342.

#### 第4章 自然及び景観の特定の保護地域（第20条—第36条）

第4章では、自然・景観を保護するための区画手法が定められている。第20条（一般原則）では、第1項でビオトープ連携(Biotopverbund)は州面積の最低10%を確保しなければならないことを定め、第2項では自然・景観の保護対象地域として、自然保護地域、国立公園、国立自然モニュメント、生物保護地域、景観保護地域、自然公園、天然記念物、景観保護対象物を掲げている。

第20条第1項にいうビオトープ連携は州際的に行われ、野生動植物の生息地を長期的に確保するものである（第21条）。その構成要素は、国立公園、国立自然モニュメント、自然保護地域、ナチュラ2000地域<sup>30)</sup>、生物保護地域、法律で保護されるビオトープ、国立自然遺産、グリーンバンドなどの土地である。今回新たに加えられたのは、国立自然遺産とグリーンバンドである。国立自然遺産は、連邦が所有する土地のうち、旧軍用地や閉鎖された炭鉱など、長い間人手が入らず野生動植物のビオトープとして発達した土地である。2005年の連立協定に基づいて、連邦政府は自然遺産を守るために、州やドイツ環境財団(Deutsche Bundesstiftung Umwelt)に無償で自然遺産の譲渡を進めてきた。グリーンバンドも自然遺産の一部であるが、これは旧東西ドイツ国境沿いの緑地帯である。また、ビオトープネットワーク(Biotopvernetzung)という概念が加えられた。ビオトープ連携の周辺にある生垣、畦、飛石ビオトープなどを、野生動植物の移動のために地域レベルで維持しなければならないというものである。

第20条第2項に掲げる保護対象地域のうち新しいカテゴリーは、国立自然モニュメントである（第24条第4項）。これは、IUCN（国際自然保護連合）のカテゴリーⅢ<sup>31)</sup>に相当する。5ヘクタール以上の比較的狭い土地に存在する滝や砂漠、洞などで、その自然の特徴や景観美によって重要なものであり、法令で指定し保護しなければならないとするものである。

法令で指定し、名称を与えて保護することが困難である比較的小規模のビオトープについても、法律で保護する。第30条第1項は、「ビオトープとして特別の意義を有する自然及び景観の特定地域は、法律で保護される。」と規定している（一般原則）。このようなビオトープが消滅すると、自然空間の細分化が進み、種の多様性が脅かされる原因となる。第30条第2項では、岸边を含む河川・湖沼、湿地帯といったビオトープが列挙されている。これらは法律の施行と同時に保護の対象となる。

#### 第5章 野生動植物種及び生息地並びにビオトープの保護（第37条—第55条）

第5章では、一般的な種の保護と、特別な種の保護、動植物の輸出入について主として規定している。1998年に連邦自然保護庁が作成したドイツ国内の生物に関するレッド・リストによれば、調査した16,000の動物種のうち3%が絶滅し、36%が絶滅危惧種であった。また、ドイツ在来のシダ・種子植物3,000種のうち1.6%が絶滅し、26.8%が絶滅危惧種であった<sup>32)</sup>。生物多様性条約の枠組みで、「現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させる」という要請<sup>33)</sup>もあり、連邦政府は、2007年には

<sup>30)</sup> 第7条第1項第2号で、「欧州共同体にとって重要な地域及び欧州鳥類保護地域」と定義されている。

<sup>31)</sup> IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) 日本委員会のウェブサイト〈<http://www.iucn.jp/>〉によれば、「カテゴリーⅢ」とは「天然記念物」で、「特別な自然現象の保護を主目的として管理される地域」である。

<sup>32)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache* 16/12032, S.3.

生物多様性国家戦略<sup>34)</sup>を閣議決定した。このようなことを背景とし、種の多様性の保護は、今回の法改正にあたって最も考慮されるべき分野であった。

今回の改正では、一般的な種の保護の規定が拡充された。連邦が自然保護について網羅的に規定する権限を持ったため、これまで州法で定められていた事項がこの連邦法で規定されたからである。第40条では、侵略的外来種についての規定が拡充された。これは主に生物多様性条約第8条h項に基づく規定である。国内の生態系や動植物種を守るために、侵略的外来種に対しては適切な措置をとることとされ、措置は段階的に行われる。監視、侵入種の防除、分布拡大及びその影響の阻止である。第42条では欧州共同体の動物園指令<sup>35)</sup>に基づく動物園についての規定、第43条では動物飼育施設(Tiergehege)<sup>36)</sup>についての規定が置かれた。

## 第6章 海洋保護 (第56条―第58条)

海洋保護についてはこれまでの自然保護法でも規定されていたが、そのために新たに1章が設けられた。再生可能エネルギー開発の促進と共に、洋上風力発電施設の建設が盛んになり、自然保護の観点からの規制がより必要になってきたからである。第2章の景観計画を除き、この法律の規定は、領海、排他的経済水域及び大陸棚にも適用される(第56条第1項)。また、排他的経済水域及び大陸棚に関するこの法律の適用については、連邦自然保護庁が所轄する(第58条第1項)。

## 第7章 自然及び景観におけるレクリエーション (第59条―第62条)

自然・景観のレクリエーション価値を長期的に維持することは、第1条第1項に掲げる目的の一つである。第7条の定義によれば、レクリエーションとは、「自然・景観親和的な自然・余暇体験であり、自然・景観保護の目的が侵害されない場合に限り、自然・景観親和的な広域の景観区域におけるスポーツ活動を含む」ものである。第59条第1項によれば、だれでも、レクリエーション目的で、道路・遊歩道・未利用地等の広域の景観区域に立ち入ることができる(一般原則)。第60条では、土地所有者の責任について今回新たに明記された。広域の景観区域への立入は自己責任で行うものとし、土地所有者には交通安全等の配慮をする義務はない。土地所有者は、典型的に自然から生ずる危険に対して責任を負わない、というのがその内容である。これは、州法の規定を採り入れたものである。

## 第8章 承認された自然保護団体の参加 (第63条―第64条)

第8章は、団体の参加権についての規定である。規約上その主たる活動領域を自然・景観保護の促進とする団体で、環境・法的救済法第3条により連邦・州が承認した団体(承認された自然保護団体)の参加権が、排他的経済水域及び大陸棚にも拡大された。とりわけ、当該地域保護のための命令・禁止事項の特例に関して、

<sup>33)</sup> 2002年の生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)で採択された目標である。第10回締約国会議(COP10)は、2010年10月名古屋で開催予定であるが、そこではこの目標の達成状況を検証し、新たな目標の策定について話し合われることになっている。(生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会ウェブサイトによる)

<sup>34)</sup> Nationale Strategie zur biologischen Vielfalt.

([http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/biolog\\_vielfalt\\_strategie\\_nov07.pdf](http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/biolog_vielfalt_strategie_nov07.pdf))

<sup>35)</sup> 1999年3月29日の動物園での野生動物飼育に関する欧州閣僚理事会指令1999/22/EC

<sup>36)</sup> Erich Gassner, *Bundesnaturschutzgesetz (BNatSchG) : Kommentar*, München: Beck, 1996, S.551. によれば、動物飼育施設とは、例えばサファリ・パーク、猟獣園(Wildpark)、鳥類園(Vogelpark)等である。

また、自然・景観への侵害を伴う事業計画の作成手続に関する参加権を含む（第63条）。承認の要件と手続に関する規定は、環境・法的救済法に移管された。第64条は、2002年に追加された団体訴訟についての規定である。

### 第9章 土地所有者の義務、命令・禁止事項の免除（第65条—第68条）

第9章は、土地所有者の義務に関する事項を規定する。土地所有者は、当該土地で行われる自然・景観保護のための措置を受忍しなければならない（第65条）。また、今回の改正で、多くの州で採用されている先買権<sup>87)</sup>の規定が採り入れられた。州は、国立公園、国立自然モニュメント、自然保護地域、湖沼等の存する土地に対して、先買権を有する（第66条）。また、所有権の制限を他の方法で補うことができない場合には、調整金を支払わなければならないことも新しく連邦法で規定された（第68条）。

### 第10章 過料及び罰則規定（第69条—第73条） 並びに第11章経過規定（第74条）についての解説は、省略する。

### おわりに

以上、今回の改正では、これまでの内容と大

きく異なる点は少ないが、多くの州の法令で規定されている事項を採り入れ網羅的な内容となった。一方では州法で特則を定めることのできない一般原則があり、他方では州による立法裁量の余地を認めている部分がある。各州法が今後どのように展開するのも興味深い。

2010年6月30日現在、新しい連邦自然保護法に基づいて州の自然保護法を新たに制定したのは全16州のうち7州である<sup>88)</sup>。新法の成立していない州では、基本的には連邦自然保護法が適用され、連邦法で定められていない事項、又は連邦法で州の立法事項と定めたものについては、従来州の自然保護法の規定が適用される。そのような州では、連邦自然保護法と州法の条文ごとの対照表を作成し、州法の適用できなくなった条文、今後も適用される条文について情報を提供している。2010年6月30日現在の各州の状況をまとめた表（表2「各州の新自然保護法制定状況」）を添えた。

なお、改正連邦自然保護法の翻訳にあたって、旧来の条文の訳出については、大久保規子ほか「ドイツ 連邦自然保護法」『環境研究』147号, 2007, pp.54-78.を参考にさせていただいた。

（わたなべ ふくこ）

<sup>87)</sup> 原語はVorkaufsrechtである。山田晟『ドイツ法律用語辞典（改訂増補版）』大学書林, 2001.によれば、「先買権を有する者は売主と買主との間に売買が成立したときは、売主に対する先買権行使の意思表示により、売主と買主との間に成立した売買契約を売主と自分との間に成立したものとみなすことができる。」

<sup>88)</sup> 連邦自然保護庁ウェブサイト〈[http://www.bfn.de/0320\\_landesgesetze.html](http://www.bfn.de/0320_landesgesetze.html)〉

表1 新旧対照表

新法の条	旧法の条	新法の条文タイトル	主要な改正点
<b>第1章 総則</b>			
1	1,2	自然保護及び景観保全の目的	旧法第1条の目的と、第2条の基本原則が整理された。
2	2,4,6,7	目的の実現	旧法の目的の実現に関する規定が整理された。
3	2,6,8	所轄官庁の所掌事務、権限、契約及び協力	旧法の自然・景観保護の所轄官庁の規定が整理された。所轄官庁の定義(第1項)、協働原則規定(第4項)、市町村への事務委任(第7項)が新設された。
4	63	公共目的の土地の機能確保	
5	5	農林水産業	
6	12	自然及び景観の監視	旧法では「第2章 環境監視、景観計画」の章にあったが、「総則」の章に移された。
7	10	概念規定	
<b>第2章 景観計画</b>			旧法ではタイトルが「環境監視、景観計画」であったが、環境監視についての規定が「総則」へ移行し、変更された。
8	新設	一般原則	州及び市町村の景観計画の中で、自然・環境保護の目的を具体化することが規定された。
9	13,14,16	景観計画の任務及び内容；法規命令制定の授権	旧法第13条景観計画の任務と、第14条の内容の規定が整理された。
10	15	景観プログラム及び景観大綱計画	
11	16	景観計画及び緑地整備計画	緑地整備計画の規定が新設された。
12	17	計画における州の協調	
<b>第3章 自然及び景観の一般的な保護</b>			
13	新設	一般原則	優先順位が回避>回復>代替から、回避>回復・代替>補償金と変更された。
14	18	自然及び景観への侵害	
15	19	原因者の義務、侵害の不許可；法規命令制定の授権	農林業で使用する土地への考慮(第3項)、補償措置の継続(第4項)、補償金(第6,7項)が新設された。
16	新設	補償措置の貯蓄制度	補償措置を事前に行って貯蓄しておく制度について規定された。
17	20	手続；法規命令制定の授権	原因者の提出書類(第4項)、所轄官庁の担保請求(第5項)、補償台帳(第6項)、所轄官庁の検査(第7項)等が新設された。
18	21	建設法との関係	
19	21a	特定の種及び自然の生存権に対する損害	
<b>第4章 自然及び景観の特定の保護地域</b>			2節に分けられた。
<b>第1節 ビオトープ及びビオトープ連携；自然及び景観の保護地域</b>			
20	3	一般原則	
21	3,5,31	ビオトープ連携及びビオトープネットワーク	旧法のビオトープの規定を整理した。ビオトープ連携の構成要素として国立自然遺産とグリーンバンドが追加された(第3項)。
22	22	自然及び景観の特定の保護地域の指定	
23	23	自然保護地域	
24	24	国立公園及び国立自然モニュメント	国立自然モニュメント(第4項)が導入された。
25	25	生物保護地域	
26	26	景観保護地域	
27	27	自然公園	
28	28	天然記念物	
29	29	景観保護対象物	
30	30	法律で保護を受けるビオトープ	
<b>第2節 ネットワーク「ナチュラ2000」</b>			
31	32	ネットワーク「ナチュラ2000」の構築及び保護	
32	33	保護地域	ナチュラ2000地域の運営計画(第5項)が新設された。
33	33	一般的保護規定	
34	34,37	プロジェクトの適合性及び不許可；例外	
35	34a	遺伝子組み換え生物	
36	35	計画	
<b>第5章 野生動植物種及び生息地並びにビオトープの保護</b>			旧法では「野生動植物種の保護」というタイトルだったが、「生息地及びビオトープ」が加えられた。6節に分けられた。
<b>第1節 一般規則</b>			
37	39	種の保護の任務	

38	40	種、生息地及びビオトープ保護の一般規定	連邦・州で調整した予防的措置・種の保護プログラム(第2項)、学術・研究の促進(第3項)が新設された。
<b>第2節 一般的な種の保護</b>			
39	41	野生動植物の一般的な保護；法令制定の授権	花束規則(第3項)、商業的な植物の採取(第4項)、土壌・樹木・葦・排水溝への禁止事項(第5項)、コウモリ保護(第6項)等が新設された。
40	41	非在来種及び侵略的外来種	侵略的外来種の監視義務(第2項)、所管官庁の措置(第3項)等が新設された。
41	53	電線における鳥類保護	
42	51	動物園	
43	復活	動物飼育施設	2002年の全面改正時になくなっていた項目が復活した。
<b>第3節 特別な種の保護</b>			
44	42	特に保護すべき特定動植物種の規定	
45	43	禁止事項の例外；法令制定の授権	
46	49	証明義務	
47	49	没収	
<b>第4節 所轄官庁、動植物の輸出入</b>			
48	44	所轄官庁	
49	45	税関の協力；法規命令制定の授権	
50	46	輸出入、通過又は第三国からの持込時の届出義務	
51	47	税関による保管、押収及び没収	
<b>第5節 情報提供義務及び立入権；手数料及び立替金</b>			
52	50	情報提供義務及び立入権	
53	48	手数料及び立替金；法規命令制定の授権	
<b>第6節 授権</b>			
54	52	法令制定の授権	
55	64	EU法又は国際法の施行；法規命令制定の授権	
<b>第6章 海洋保護</b>			旧法第4章「自然及び景観の特定の保護地域の保護、保全及び発達」に含まれていた規定が、章として独立した。
56	新設	適用範囲	本法が、第2章を除き、沿岸海・排他的経済水域・大陸棚に適用されることが規定された。
57	38	排他的経済水域及び大陸棚において保護される海洋域；法規命令制定の授権	
58	21a	所轄官庁；手数料及び立替金；法規命令制定の授権	事務委任(第2項)、手数料及び立替金(第3項)が新設された。
<b>第7章 自然及び景観におけるレクリエーション</b>			旧法第6章から第7章に移行された。
59	56	広域の景観区域への立入	
60	56	責任	土地所有者の責任についての規定が新設された。
61	新設	河川・湖沼及び岸辺の建築規制	
62	57	土地の供用	
<b>第8章 承認された自然保護団体の参加</b>			旧法第7章から第8章に移行された。「承認された自然保護団体」という概念が導入され、タイトルが「団体の参加」から変更された。
63	58,60	参加権	
64	61	法的救済	
<b>第9章 土地所有者の義務、命令・禁止事項の免除</b>			土地所有者の義務について規定した章が新設された。
65	9	受忍義務	事前の通知(第2項)、官庁の職員の立入権(第3項)が新設された。
66	新設	先買権	
67	62	命令・禁止事項の免除	
68	新設	所有権の制限；補償及び所得補償	所有権を制限し、それが命令・禁止事項の例外や免除で補えない場合には、調整金を支払う規定が導入された。
<b>第10章 過料及び罰則規定</b>			旧法第9章が第10章に移行された。
69	65	過料	
70	65	行政官庁	
71	66	罰則規定	
72	67	押収	
73	68	税関の権限	
<b>第11章 経過規定</b>			旧法第10章が第11章に移行された。
74	69	経過規定	

(出典) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 16/12274、16/13430を参考に筆者作成

表2 各州の新自然保護法制定状況

州	新法の状況
バーデン・ヴュルテンベルク	—
バイエルン	法案作成後、関連団体に意見聴取中
ベルリン	—
ブランデンブルク	—
ブレーメン	2010年5月7日に公布
ハンブルク	2010年5月21日に公布
ヘッセン	法案作成後、関連団体に意見聴取中
メクレンブルク・フォアポメルン	2010年2月26日に公布
ニーダーザクセン	2010年2月26日に公布
ノルトライン・ヴェストファーレン	2010年3月30日に公布
ラインラント・プファルツ	—
ザールラント	—
ザクセン	2010年5月14日に公布
ザクセン・アンハルト	法案を議会で審議中
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2010年2月26日に公布
テューリンゲン	—

—は、当該州の自然保護所轄庁のウェブサイトにて、法案作成の情報がみられなかった州である。

(出典) 連邦自然保護庁のウェブサイト〈[http://www.bfn.de/0320\\_landesgesetze.html](http://www.bfn.de/0320_landesgesetze.html)〉を参考に筆者作成

# 自然保護及び景観保全法（連邦自然保護法）（抄）

## Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege (Bundesnaturschutzgesetz – BNatSchG) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2542)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

### 【目次】

第1章 総則	
第2章 景観計画	
第3章 自然及び景観の一般的な保護	
第4章 自然及び景観の特定の保護地域（略）	
第5章 野生動植物種及び生息地並びにビオトープの保護	
第1節 一般規則	
第2節 一般的な種の保護	
第3節 特別な種の保護（略）	
第4節 所轄官庁、動植物の輸出入（略）	
第5節 情報提供義務及び立入権；手数料及び立替金（略）	
第6節 授権（略）	
第6章 海洋保護	
第7章 自然及び景観におけるレクリエーション	
第8章 承認された自然保護団体の参加（略）	
第9章 土地所有者の義務、命令・禁止事項の免除	
第10章 過料及び罰則規定（略）	
第11章 経過規定（略）	

### 第1章 総則

#### 第1条 自然保護及び景観保全の目的

(1) 自然及び景観は、その固有の価値に基づき、将来世代に対する責任をも担い、人間の生存及び健康の基盤として、人間の居住地においても非居住地においても、次項から第6項までの規定を基準として、次の各号に掲げる自然条件を長期的に確保するように保護しなければならない。

##### 1. 生物多様性

2. 自然界の供給能力及び機能。これには自然財の再生能力及び持続的な利用可能性を含む。
  3. 自然及び景観の多様性、固有性、美観及びレクリエーション価値  
自然及び景観の保護は、その保全、育成及び必要に応じて再生を含む。（一般原則）
- (2) 生物多様性を長期的に確保するため、個別種の絶滅のおそれの程度に応じて、特に次の各号に掲げる対策を実施しなければならない。
1. 野生動植物種の生存能力のある個体群及びその生息地を維持すること並びに個体群の交配、移動及び再定着を可能にすること。
  2. 自然の生態系、ビオトープ及び種の危険に対処すること。
  3. 生物群集及びビオトープを、その構造上及び地理上の特性が反映される分布で維持すること。ただし、特定の景観は、自然変動に委ねることとする。
- (3) 自然界の供給能力及び機能を長期的に確保するため、特に次の各号に掲げる対策を実施しなければならない。

1. 自然界の連関構造を、空間的に画定した地域ごとに、当該地域特有の生物学的諸機能、物質・エネルギー循環及び景観構造を考慮して保護すること。非再生自然財は、節約して大切に利用しなければならない。再生自然財は、長期的な使用可能性を確保した上で、利用することを妨げない。
2. 土壌を、その機能が自然界で生かされるように維持すること。利用されなくなった

舗装地は、原状を回復し、又は舗装掘削が不可能若しくは期待できない場合には、自然変動に委ねなければならない。

3. 海水及び陸水を汚染から守り、その自然の自浄能力及び変動能力を維持すること。岸辺、低湿地及びその他の後方地帯を含む自然又は近自然<sup>(1)</sup>の水域については、特にこの対策を実施するものとする。洪水対策としては、自然又は近自然の対策を含めて措置を講じなければならない。自然保護及び景観保全の措置により、予防的に地下水を保護し、及び均衡のとれた降雨排水機能を備えなければならない。
  4. 大気及び気候を、自然保護及び景観保全の措置によって保護すること。清・冷氣発生地域<sup>(2)</sup>又は気流交換経路<sup>(3)</sup>等の大気衛生上若しくは気候上の有益な作用を有する地域については、特にこの対策を実施するものとする。特に再生可能エネルギー利用の増加による持続可能なエネルギー供給の強化は、重要な意義を有するものとする。
  5. 自然界における各々の役割を考慮して、野生動植物、生物群集、ビオトープ及び生息地を維持すること。
  6. 自己制御する生態系の発達に適した土地では、そのような発達に余地と猶予を与えること。
- (4) 自然及び景観の多様性、固有性、美観及びレクリエーション価値を長期的に確保するため、特に次の各号に掲げる対策を実施しな

なければならない。

1. 自然景観及び歴史的に形成された文化的景観を、その文化記念物、建造記念物及び埋蔵記念物を含め、改変、宅地造成その他の毀損から守ること。
  2. 広域の景観区域におけるレクリエーションのために、特に居住地及び居住地に近接する地域において、その性状及び位置からみてふさわしい土地を保護し、立入可能とすること。
- (5) 細分化の進んでいない広域的な景観空間では、細分化を防止しなければならない。建造地の再使用及び計画済又は未計画の内部地域<sup>(4)</sup>における未建造地への建造は、緑地が予定されていない限り、外部地域<sup>(5)</sup>の空地の使用に優先する。道路、エネルギー供給及び同様の事業計画は、景観に配慮して行い、かつ、景観の細分化及び使用並びに自然界への損傷が回避されるか又は可能な限り少なくなるように、統合しなければならない。地下資源の調査及び産出並びに開削及び堆積に際しては、自然界の持続的な損壊及び価値ある景観の破壊を回避しなければならない。自然及び景観の損傷を回避できない場合には、特に自然遷移<sup>(6)</sup>の促進、自然の再生、近自然の造形、再利用化又は再耕作によって回復又は緩和しなければならない。
- (6) 公園、広域的な緑地公園及び緑地帯、森林及び森林周縁、林地及び樹林帯、岸辺及び湿地帯を含む河川、湖沼、自然体験空間並びに

(1) 「自然の (natürlich)」は人間によって改変されていないこと、「近自然の (naturnah)」は基本的に人間に改変されていないことを意味する。(Deutscher Bundestag, *Drucksache* 14/6378, S.35.)

(2) 森林、牧場等の場所を指す。

(3) 国土交通省の資料「ヒートアイランド対策に係る研究・技術開発の推進」(平成17年6月1日) (<http://www.nilim.go.jp/lab/jeg/heat/050601.pdf>) などでは、「風の道」として紹介されている。

(4) 「内部地域 (Innenbereich)」は、建設法典第34条に定める地域で、建物が密集する市街地である。

(5) 「外部地域 (Außenbereich)」は、建設法典第35条に定める地域で、内部地域でない地域である。

(6) 「自然遷移 (natürliche Sukzession)」は、有機体の群落が有機体自身の生命活動によって、時間的に形を変え、移り変わってゆくことを意味する。(Deutscher Bundestag, *Drucksache* 14/6378, S.36.)

庭園及び農地等の構成要素を有する居住地及び居住地に近接する地域における空間は、維持しなければならない、それが十分に存在しない場所においては、新しく創出しなければならない。

## 第2条 目的の実現

- (1) 何人も、自然保護及び景観保全の目的の実現のために可能な限り貢献し、かつ、状況により回避できない程度を超えて自然と景観が損傷されないよう行動するものとする。
- (2) 連邦及び州の官庁は、その所掌の範囲内で、自然保護及び景観保全の目的を実現するための支援をしなければならない。
- (3) 自然保護及び景観保全の目的は、必要に応じて可能な限り、かつ第1条第1項から帰結される要件を相互に比較衡量し、また、自然及び景観に対する他の一般の条件と対比して適切である限り、これを実現しなければならない。
- (4) 公的機関が所有又は占有する土地の管理においては、自然保護及び景観保全の目的を特に考慮しなければならない。
- (5) (略)
- (6) 自然保護及び景観保全に対する一般の理解の促進については、適切な手段で行わなければならない。あらゆるレベルにおける教育機関及び広報機関は、自然及び景観の意義、その管理及び利用並びに自然保護及び景観保全の課題について啓蒙し、責任を持って自然及び景観と共生する意識を啓発する。

## 第3条 所轄官庁の所掌事務、権限、契約及び協力

- (1) この法律において、自然保護及び景観保全

の管轄官庁とは、次の各号に掲げる官庁をいう。

1. 州法に基づいて自然保護及び景観保全を所轄する官庁
  2. この法律の定めるところにより所掌事務を有する範囲で、連邦自然保護庁
- (2) 自然保護及び景観保全の所轄官庁は、この法律の規定及びこの法律に基づく法令の規定の遵守を監視し、その遵守を確保するために、他に別段の定めがない限り、義務裁量により、個別に必要な措置を講ずる。
  - (3) 自然保護及び景観保全の措置に際しては、当該目的を契約<sup>(7)</sup>によっても適切な費用で達成することができるか否かについて、優先的に検証しなければならない。
  - (4) 所轄官庁は、農林業者、景観保全団体（市町村、市町村連合、農業者並びに自然保護及び環境保全の目標を重点的に促進する団体が互いに同等の権利をもって代表される団体）、承認された自然保護団体又は自然公園の運営主体に、景観保全及び景観造成上の措置の実施を委任することができる。高権的権限は、委譲することができない。
  - (5) 連邦及び州の官庁は、自然保護及び景観保全の利益を損なう可能性のある計画を策定し又は措置をとろうとするときは、予め、自然保護及び景観保全の所轄官庁に通知し、他の参加方式が予定されていない限り、意見を述べる機会を与えなければならない。自然保護及び景観保全の計画及び措置が、他の官庁の所掌事務に抵触する可能性がある場合には、自然保護及び景観保全の所轄官庁は、第1文の参加の機会を保障する義務を負う。
  - (6) 自然保護及び景観保全の所轄官庁は、当事者及び利害関係のある公衆と、その計画又は

(7) 例えば農家と自然保護官庁との間の契約がある。自然保護のために集約的な農業を行わず、農薬使用を抑えるなどした農家は、その所得減少分に対応した補償（その一部はEUからの助成）を得るといものである。これにより動植物種の数の減少が食い止められる効果が上がっている。

措置について、早期に意見交換を行う。

- (7) 市町村又は市町村連合がこの法律で定める事務を掌るのは、州法により市町村又は市町村連合に対して事務が委任されている場合に限る。

#### 第4条 公共目的の土地の機能確保

(略)

#### 第5条 農林水産業

(略)

#### 第6条 自然及び景観の監視

- (1) 連邦及び州は、その権限の範囲内で、自然及び景観を監視する。(一般原則)
- (2) 監視の目的は、自然及び景観の状況、その変化並びに当該変化の原因及び結果を長期的に調査、記述及び評価することである。
- (3) 監視対象は、特に次の各号に掲げるものとする。
1. 国際法上の義務を遂行するために、景観、ビオトープ及び種の状態
  2. 欧州閣僚理事会指令2006/105/EC (OJ L 363, 20.12.2006, p.368) により最終改正された1992年5月21日の自然生息地及び野生動物の維持に関する欧州閣僚理事会指令92/43/EEC (OJ L 206, 22.7.1992, p.7) 付属書IVaに掲げられた動物種の意図しない捕獲又は殺傷並びに欧州の鳥種<sup>(8)</sup>及びその生息地。優先自然生息地<sup>(9)</sup>及び優先種<sup>(10)</sup>については、特に配慮するものとする。
- (4) 連邦及び州の所轄官庁は、相互に協力して監視を行う。連邦及び州の所轄官庁は、監視措置を相互に調整するものとする。
- (5) 連邦自然保護庁は、法令に別段の定めがな

い限り、自然及び景観監視に関する連邦の事務を掌る。

- (6) 機密保持、個人データの保護及び企業・営業機密に関する法令の規定は、その適用を妨げない。

#### 第7条 概念規定

(略)

### 第2章 景観計画

#### 第8条 一般原則

自然保護及び景観保全の目的は、これを予防措置の基礎として、地域間又は地域の景観計画の中で具体化し、その目的を実現するための要件及び措置は、景観計画において記載してその理由を明示する。

#### 第9条 景観計画の任務及び内容；法規命令制定の授権

- (1) 景観計画は、各計画区域について自然保護及び景観保全の目的を具体化し、その決定が計画区域における自然及び景観に影響を及ぼす可能性のある計画及び行政手続のためにも、当該目的を実現するための要件及び措置を明示することを課題とする。
- (2) 景観計画は、自然保護及び景観保全の具体的な目的並びに当該目的の実現に資する要件及び措置を記載してその理由を明らかにすることを内容とする。その記載及び理由の明示は、第10条及び第11条の規定により、景観プログラム、景観大綱計画、景観計画及び緑地整備計画において行う。
- (3) 計画は、次の各号に掲げる事項を内容とする。

(8) 欧州閣僚理事会指令79/409/EEC第1条の欧州在来種 (第7条第2項第12号)

(9) 欧州閣僚理事会指令92/43/EEC付属書Iで(\*)を付した自然生息地 (第7条第1項第5号)

(10) 欧州閣僚理事会指令92/43/EEC付属書IIで(\*)を付した動植物種 (第7条第2項第11号)

1. 自然及び景観の現状及び将来予想される状態
  2. 自然保護及び景観保全の具体的な目的
  3. 当該目的を基準とした自然及び景観の現状及び将来予想される状態の判定。当該状態から生じる利害対立の判定を含む。
  4. 自然保護及び景観保全の具体的な目的を実現するための要件及び措置。特に次に掲げる事項に係るもの
    - a) 自然及び景観に対する損傷の回避、緩和又は除去
    - b) 第4章で定める自然及び景観の保護地域、ビオトープ並びに野生動植物の生物群集及び生息地の保護
    - c) その状態、位置又は自然の変遷可能性から見て、自然保護及び景観保全の将来の措置。自然及び景観への侵害に対する補償並びに自然・景観助成金の投入に特に適した土地
    - d) ビオトープ連合、ビオトープネットワーク及び「ナチュラ2000」ネットワークの構築及び保護
    - e) 土壌、水域、大気及び気候の保護、質の改善及び再生
    - f) 自然及び景観の多様性、固有性、美観及びレクリエーション価値の維持及び育成
    - g) 人間の居住地及び非居住地における空間の維持及び育成
- 景観計画の記載は、国土整備計画及び建設管理計画において利用可能となるように考慮しなければならない。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令によって、内容を記載するために使用する記号を定める権限を有する。

(4)～(5) (略)

## 第10条 景観プログラム及び景観大綱計画

- (1) 自然保護及び景観保全の地域間の具体的な目的、要件及び措置は、州にあっては景観プログラム、州の一地域にあっては景観大綱計画で定める。その場合には、国土整備の目的を尊重し、国土整備の原則その他の要件を考慮しなければならない。
- (2) 景観プログラムは、これを作成することができる。景観プログラムがその内容及び具体性から見て景観大綱計画と対応しない場合には、州の全地域の景観大綱計画を作成しなければならない。
- (3) 自然保護及び景観保全の具体的な目的、要件及び措置は、それが国土整備と関連している範囲において、国土整備法第7条第2項を考慮して検討しなければならない。
- (4) 景観プログラム及び景観大綱計画の所轄官庁、作成手続並びに国土整備計画との関係は、州法で定める。

## 第11条 景観計画及び緑地整備計画

- (1) 自然保護及び景観保全について地域レベルで具体化された目的、要件及び措置は、景観大綱計画に基づいて、市町村については景観計画で、市町村の一地域については緑地整備計画で定める。この場合には、国土整備の目的を尊重し、国土整備の原則その他の要件を考慮しなければならない。地域レベルでの具体的な目的、要件及び措置を記載するために必要な場合に限り、計画は、第9条第3項に掲げる事項を含むものとする。景観計画及び緑地整備計画の内容並びにその法的拘束力について州法に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (2) 景観計画は、特に計画区域における自然及び景観に重要な変化が生じ、予定され、又は予想される場合には、第9条第3項第1文第4号で定める要件及び措置に鑑みて、必要が

ある場合に限り、直ちにこれを作成しなければならない。緑地整備計画は、これを作成することができる。

- (3) 景観計画において具体化された地域レベルの自然保護及び景観保全の目的、要件及び措置は、建設法典第1条第7項の規定による衡量において考慮<sup>(1)</sup>しなければならない、建設法典第5条<sup>(2)</sup>及び第9条<sup>(3)</sup>に基づく記載又は指定として、建設管理計画に記載することができる。
- (4) (略)
- (5) 景観計画及び緑地整備計画の作成並びにその実施に係る所轄官庁及び手続については、州法で定める。

## 第12条 計画における州の協調

(略)

## 第3章 自然及び景観の一般的な保護

### 第13条 一般原則

自然及び景観の重大な損傷は、原因を作出した者が優先的に回避しなければならない。回避できない重大な損傷は、回復措置又は代替措置によって補償し、これが不可能な場合には、金銭で補償しなければならない。

### 第14条 自然及び景観への侵害

- (1) この法律において自然及び景観への侵害とは、自然界の生産能力及び機能又は景観に重大な損傷をもたらす可能性のある土地の形状若しくは利用の変更又は生物の生存する土壌層と結びついている地下水面の変更をいう。
- (2) 農林漁業による土壌利用は、自然保護及び景観保全の目的が考慮されている限り、侵害

でないものとみなす。農林漁業による土壌利用が、この法律の第5条第2項から第4項までの規定による条件並びに連邦土壌保護法第17条第2項及び農林漁業に関する法令で定めるよき実務慣行の条件に適合している場合には、原則として、自然保護及び景観保全の目的と矛盾しないものとする。

- (3) 次の各号に掲げる事由により一時的に制限又は中断されていた農林漁業上の土壌利用の再開は、侵害でないものとみなす。
  1. 契約又は耕作制限の公的なプログラムへの参加による制限又は中断で、制限又は中断の終了後、10年以内に再開するとき。
  2. 事前の補償措置の実施による制限又は中断であったが、当該事前の措置が補償として必要とされないものであるとき。

### 第15条 原因者の義務、侵害の不許可；法規命令制定の授権

- (1) 原因者は、自然及び景観に対し、回避可能な損傷をしない義務を負う。自然及び景観を損傷しないで、又はより少ない損傷で、同じ場所において当該目的の達成が期待できる代替手段がある場合には、損傷は、回避可能なものとする。損傷を回避することができない場合には、理由を付さなければならない。
- (2) 原因者は、自然保護及び景観保全の措置により、回避不可能な損傷について、原状を回復し（回復措置）又は原状を代替する（代替措置）義務を負う。自然界の損なわれた機能が従前と同様に再生され、景観が適切な方法で再生又は新たに創出された場合には、原状が回復されたものとする。自然界の損なわれた機能が当該自然区域において従前と同価値に再生され、景観が適切な方法で再生又は新

(1) 建設管理計画の作成にあたって必要とされる公的及び私的利益の衡量

(2) 土地利用計画の内容

(3) 地区詳細計画の内容

- たに創出された場合には、原状が代替されたものとする。（中略）回復措置及び代替措置の種類及び範囲の確定にあたっては、第10条及び第11条に基づくプログラム及び計画を考慮しなければならない。
- (3) 回復措置及び代替措置のために農林業で利用している土地が必要な場合には、農業の構造上の利益を考慮しなければならない、とりわけ農業利用に特に適した土壌は必要な範囲に限って使用しなければならない。土地の利用を可能な限り回避するために、当該回復又は代替が、舗装掘削措置、生存圏再ネットワーク化、又は、自然界若しくは景観の価値を持続的に高めるための耕作措置若しくは保全措置によっても可能か否か、優先的に検証しなければならない。
- (4) 回復措置及び代替措置は、それぞれ必要な期間継続し、法令上確実なものとしなければならない。継続期間は、所轄官庁が許可の通知により定める。回復措置及び代替措置の実施、継続及び安全については、原因者又はその義務承継者が責任を負う。
- (5) 損傷を回避することができず、又は適切な期間で回復若しくは代替できない場合において、自然及び景観に対する全ての要件を考慮して、自然保護及び景観保全の利益が他の利益より優先されるときには、侵害を許可し又は実行することは許されない。
- (6) 損傷を回避することができず、又は適切な期間で回復若しくは代替することができないにもかかわらず、第5項に基づいて侵害が許可又は実施された場合には、原因者は金銭で補償しなければならない。補償額は、実施されない代替措置及び回復措置の平均費用（その計画、継続及び土地準備のために必要な平均費用で、人件費その他の管理費を含む）から算出する。これが確定できない場合には、補償額は、原因者が侵害により得られる利益

を考慮して、侵害の期間及び強度から算出する。補償額は、所轄官庁による許可の通知において、又は当該侵害が官庁により実施される場合には、侵害の実施の前に、これを定めなければならない。支払いは、侵害の実施前に行わなければならない。別の支払期日を設定することができるが、この場合には、担保を供与しなければならない。支払われた金銭は、可能な限り当該自然区域において、既に他の法令による法的義務を伴わない自然保護及び景観保全の措置の目的に限って使用しなければならない。

- (7) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦食料・農業・消費者保護省及び連邦交通・建設・都市開発省と協議して、連邦参議院の同意を必要とする法規命令によって、次の各号に掲げる事項等侵害の補償の詳細を定める権限を有する。

1. 舗装掘削、生存圏の再ネットワーク化、耕作及び保全並びにこれらに関連した基準の設定等の回復措置及び代替措置の内容、種類及び範囲

2. 補償額及びその徴収手続

連邦環境・自然保護・原子炉安全省が立法権限を行使しない限り、その範囲内で、かつ、前各項の規定に反しない限り、侵害の補償に関する必要な細則は、州法で定める。

#### 第16条 補償措置の貯蓄制度

- (1) 侵害が予想されるために実施された自然保護及び景観保全の措置は、次の各号に掲げる場合に限り、回復措置又は代替措置として承認されるものとする。

1. 当該措置が第15条第2項の要件を満たす場合

2. 当該措置が法的な義務を伴わず実施された場合

3. 当該措置のために公的資金を投入しな

った場合

4. 当該措置が第10条及び第11条のプログラム及び計画と矛盾しない場合

5. 当該土地の当初の状態に関する文書が存在する場合。ただし、その文書の作成を求める州の法令は、その適用を妨げない。

(2) エコロ座、土地プールその他の措置による事前の回復措置及び代替措置の貯蓄、特に事前の回復措置及び代替措置をエコロ座で把握、評価及び記録すること並びにエコロ座の認可、商用性並びに事前の回復措置及び代替措置を実行する第三者への第15条第4項の規定による責任の移行については、州法で定める。

#### 第17条 手続；法規命令制定の授権

(1) 他の法令による侵害に際して官庁の許可又は官庁への届出が必要な場合又は官庁が侵害を実施する場合には、他の参加方式が連邦法又は州法で定められていないとき又は自然保護及び環境保全の所轄官庁自身が決定しないときに限り、当該官庁は、自然保護及び環境保全の所轄官庁と協議して、第15条の規定を実施するために必要な決定及び措置を行うものとする。

(2) 連邦の官庁が許可し又は実施する侵害で、自然保護及び環境保全の所轄官庁の立場と異なるものは、他の参加方式が定められていない場合には、当該連邦官庁は、自然保護及び環境保全を所管する州の最上級官庁と協議して、これについて決定する。

(3) 官庁の実施しない侵害で、他の法規に基づく官庁の許可又は届出の必要のないものについては、自然保護及び環境保全の所轄官庁の承認を必要とする。承認は、文書により申請しなければならない。第15条に基づく要件を満たす場合には、当該侵害を承認しなければならない。自然保護及び環境保全の所轄官庁

は、第15条の実施のために必要な決定及び措置を行う。

(4) 原因者は、第15条の規定を実施するための決定及び措置の準備のために、侵害の種類及び範囲に応じて適切な範囲で、次の各号に掲げる事項等、侵害について判断するために必要な事項を、記載する。

1. 侵害の場所、種類、範囲及び期間

2. 自然及び景観に対する損傷を回避、回復及び代替するために予定されている措置。

回復及び代替のために必要な土地の実際上及び法令上の使用可能性を含む。

所轄官庁は、侵害並びに回復措置及び代替措置の影響を判断するために必要な場合に限り、鑑定書の提出を要求することができる。

(後略)

(5) 所轄官庁は、第15条の義務を遂行するために必要な場合に限り、回復措置又は代替措置の費用の見込額まで担保の供与を要求することができる。担保の供与については、民法典第232条から第240条までの規定を適用する。

(6) 回復措置及び代替措置並びにそのために使用する土地は、補償台帳に登録する。このために第1項及び第3項に定める所轄官庁は、補償台帳を作成管理する機関に対して、必要事項を伝達する。

(7) 第1項及び第3項に規定する所轄官庁は、回避措置並びに決定された回復措置、代替措置及び継続措置が期間及び事情に適しているかどうか審査する。このために、当該所轄官庁は、原因者に対して、報告書の提出を要求することができる。

(8) 必要な許可を受けないで又は届出をしないで行われる侵害については、所轄官庁は、当該侵害を差し止めることができる。他の方法で適法な状態とならない場合には、当該所轄官庁は、第15条に規定する措置又は原状の回復を命ずることができる。第19条第4項<sup>14)</sup>の

規定は、これを遵守しなければならない。

- (9) 侵害の終了又は1年以上の中断については、所轄官庁に届け出なければならない。侵害の実質的でない継続は、中断とみなす。当該侵害が1年以上中断された場合には、当該官庁は、原因者に対して、回復措置及び代替措置を確保する暫定的な措置の実施、又は、当該侵害の終了が相当の期間内に見込めない場合には、それまでに実施された範囲で侵害の補償を義務付けることができる。

(10) (略)

- (11) 州政府は、補償台帳を含む第1項から第10項に定める手続の細則について、法令で定める権限を有する。州政府は、第1文に基づく権限を、法令により、州の他の官庁に移行することができる。

## 第18条 建設法との関係

(略)

## 第19条 特定の種及び自然の生存圏に対する損害

(略)

## 第4章 自然及び景観の特定の保護地域

(略)

## 第5章 野生動植物種及び生息地並びにビオトープの保護

### 第1節 一般規則

#### 第37条 種の保護の任務

- (1) この章及び第6条第3項の規定は、野生動植物種の保護に資する。種の保護は、次の各

号に掲げる事項を含む。

1. 野生動植物種及びその生物群集を人間による損傷から保護し、生存条件を確保すること。
  2. 野生動植物種の生息地及びビオトープを保護すること。
  3. 絶滅に瀕した野生動植物種を、自然の分布地域内の適切なビオトープに再定着させること。
- (2) (略)

## 第38条 種、生息地及びビオトープ保護の一般規定

(略)

### 第2節 一般的な種の保護

#### 第39条 野生動植物の一般的な保護；法令制定の授権

- (1) 次の各号に掲げる行為は、禁止する。
1. 野生動物を故意に威嚇し、合理的な理由なく捕獲又は殺傷すること。
  2. 野生植物を合理的な理由なく採取し、利用し、その自生群を伐採し又はその他の方法で荒らすこと。
  3. 野生動植物の生息地を、合理的な理由なく損傷又は破壊すること。
- (2) (略)
- (3) 何人も、第1項第2号の規定にかかわらず、野生の花、草、シダ、苔、地衣類、果実、茸類、茶、薬草及び野生植物の枝を、立入の禁止されていない場所で、自己使用のために少量、自然から丁寧に採取し、自己所有とすることは許される。
- (4) 所有者及びその他の利用権者の権利と関わ

(14) 環境に損害をもたらした者は、欧州議会・閣僚理事会指令2004/35/ECに基づいて修復措置をとらなければならない旨を定めた規定

りなく、商業目的で野生植物を採取、処理又は加工するためには、自然保護及び景観保全の所轄官庁の認可を必要とする。採取地において当該種の自生群が脅かされず、自然界が重大な影響を受けない場合には、その認可をしなければならない。採取は、丁寧に行わなければならない。地域性種子を製造するための採取に関する決定に際しては、自然保護及び景観保全の目的への良好な影響を考慮しなければならない。

- (5) 次の各号に掲げる行為は、禁止する。
1. 牧場、畦、高畦、未利用地、生垣及び傾斜地の土壤被覆を焼くこと又は農林漁業のために利用されない土地を動植物界に重大な被害が及ぶような取扱をすること。
  2. 木で森林、短期輪作プランテーション又は庭園でない場所にあるもの、生垣、垣根、灌木その他の樹木を、3月1日から9月30日までの期間に剪定し又は根元から切ること。ただし、植物の過成長を防ぐため又は樹木の健康のための剪定及び整枝を妨げるものではない。
  3. 3月1日から9月30日までの期間に、葎を刈ること。ただし、当該期間外であっても、根元からの剪定をしてはならない。
  4. 自然界、特に動物界に重大な被害が及ぶことになる場合において、常時水流のある溝を、耕耘機を用いて掘り返すこと。
- 第1文第1号から第3号までの規定は、次の各号に掲げる措置には、適用しない。
1. 官庁の命ずる措置
  2. 他の方法によって又は他の時期においては公益上実施することができない措置であって、次のいずれかに該当するもの
    - a) 官庁により実施される場合
    - b) 官庁の許可がある場合
    - c) 交通安全対策に資する場合
  3. 第15条の規定により許可を受けた自然及

び景観への侵害

4. 許可を受けた建設事業計画により、当該建設措置を実現するために除去する必要がある樹木の量が少量に限られる場合
- 州政府は、第1文第2号及び第3号に掲げる禁止行為について、州全体又は州の一部のための禁止期間を法令により延長する権限を有する。州政府は、第3文に規定する権限を、州の他の官庁に委譲することができる。
- (6) コウモリの越冬場所となっている洞、洞窟、地下室又は類似の空間に、10月1日から3月31日までの期間に立ち入ること
- (7) (略)

#### 第40条 非在来種及び侵略的外来種

- (1) 非在来種及び侵略種の動植物により、生態系、ビオトープ及び種に危険がある場合には、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 侵略種であると認められる事由がある種は、これを監視しなければならない。
- (3) 連邦及び州の所轄官庁は、新たに出現した侵略種の動植物を除去し及びその拡散を防ぐために、遅滞なく適切な措置を講ずるものとする。当該官庁は、すでに拡散している侵略種については、一層の拡散を防ぐため及び拡散による影響を少なくするために、成果をあげる見込みがある場合において、かつ当該成果の達成に必要な費用が過大でないときに限り、措置を講ずる。第1文及び第2文の規定は、第4項第3文第1号の農林業において作付された植物には、適用しない。
- (4) 外来動植物種を野外に放出するには、所轄官庁の承認を必要とする。人工繁殖した植物は、その遺伝子上の起源が当該地域にある場合には、外来種でない。EU加盟国の生態系、ビオトープ又は種に対する危険を排除することができない場合には、野外放出の承認を拒否しなければならない。次の各号に掲げ

る場合には、承認を要しないものとする。

1. 農林業において植物を作付する場合
2. 次に掲げる動物を生物学的な植物保護のために使用する場合
  - a) 非外来種
  - b) 使用に植物保護法上の認可を必要とする外来種で、その許可に種の保護の利益が考慮されるもの
3. 狩猟法上又は漁業法上の動物種で、非在来のを定着させる場合
4. 2020年3月1日までに外来の樹木及び種子を作付する場合。ただし、この期日までは、在来の樹木及び種子を優先的に作付するものとする。

欧州閣僚理事会指令92/43/EECは、遵守しなければならない。

- (5) 第4項の承認は、国内にまだ存在しない種については、連邦自然保護庁が行う。
- (6) 所轄官庁は、生態系、ビオトープ又は種に対する危険を排除するために必要な場合に限り、承認を受けずに野外に放出した動植物、意図せずに野外で繁殖した植物又は逸出した動物の除去を命ずることができる。

#### 第41条 電線における鳥類保護

(略)

#### 第42条 動物園

- (1) 動物園とは、野生の生きている動物を、1年に7日以上展示する目的で飼育する常設の施設をいう。次の各号に掲げるものは、動物園でないものとする。
  1. サーカス
  2. 動物取扱業者
  3. 狩猟法に定める有蹄類の動物を5種以内飼育する飼育施設又は他の野生動物種を20頭以内飼育する施設
- (2) 動物園の設立、拡充、重要な変更及び経営

を行う場合には、認可を必要とする。認可は、特定の施設、特定の経営者、各動物種の個体数、特定の経営方法に対して行われる。

- (3) 動物園は、次の各号に掲げる事項を遵守して設立し、経営しなければならない。
  1. 当該種の生物学上及び維持のための必要性に考慮して、動物を飼育すること。特に、畜舎の位置、大きさ、形状及び内部の造りが、当該種に適していること。
  2. 獣医学上の予防及び処置並びに栄養に関する文書プログラムで、獣医学上のよき実務慣行に相当するものに基づいて動物を世話すること。
  3. 有害生物の侵入及び動物の逸出を予防すること。
  4. 動物及び種の保護に関する規定を遵守すること。
  5. 動物園で飼育する動物の登録簿を、当該種に適切な形式で管理し、常に更新すること。
  6. 生物多様性の維持に関する公の啓発及び意識促進を行うこと。特に展示種及びその自然のビオトープに関する情報を提供してこれを行うこと。
  7. 動物園が、次に掲げる事項に関与すること。
    - a) 種の維持のための研究。種の維持に関する情報交換を含む。
    - b) 檻での飼育、個体の入替え、そのビオトープ内での再定着
    - c) 種の維持に関する知識及び能力の養成
- (4) 次に掲げる要件を満たす動物園は、第2項の規定により認可するものとする。
  1. 第3項の義務を履行していることが確認できた場合
  2. この章の規定により必要とされる証明書の提出がある場合
  3. 経営者及び動物園の管理責任者の信頼に

疑いを生じさせる事実がない場合

#### 4. 動物園の設立及び経営が他の公法上の規定と矛盾しない場合

認可には、附款を設けることができ、特に、法令により動物園を廃業する場合及び原状を回復する場合に備えて担保の供与を要求することができる。

(5) (略)

(6) 所轄官庁は、第3項及び第4項の条件の遵守の状況を、定期検査及び視察によって監視しなければならない。この場合においては、第52条<sup>(5)</sup>の規定を準用する。

(7) 必要な認可を受けないで、又は第3項及び第4項の条件に違反して、動物園の設立、拡充、重要な変更又は経営を行った場合には、所轄官庁は、適切な期間内に当該条件を遵守するように命じることができる。更に、所轄官庁は、動物園の全部又は一部の閉鎖を決定することができる。科学の進展に伴い、動物園の動物飼育に関する条件に変更が生じ、他の方法では変更後の条件に該当しない場合には、所轄官庁は事後に命令を発することができる。

(8) 経営者が第7項の命令に従わない場合には、命令後2年以内に動物園の全部又は一部を閉鎖し、認可の全部又は一部を取り消さなければならない。閉鎖される動物園の動物は、1999年3月29日の動物園における野生動物の飼育に関する欧州閣僚理事会指令1999/22/EC (OJ L94, 9.4.1999, p.24) の目的及び規定により、適切に、経営者の費用で、当該種及び動物に適った方法による取扱及び飼育を、命令により確保しなければならない。動物の処分は、他に動物の飼育に代わる方法が期待できない場合において種及び動物の保護に関する法令の規定に適合するときに

限り、行うことができる。

#### 第43条 動物飼育施設

(1) 動物飼育施設とは、住居用又は商業用の建築物の外で、1年に7日以上、展示目的で野生種の動物を飼育する常設の施設であって、第42条第1項に規定する動物園でないものをいう。

(2) 動物飼育施設は、次の各号に掲げる事項を遵守して設立し、経営しなければならない。

1. 第42条第3項第1号から第4号までの条件に該当すること。

2. 自然界及び景観が損傷されないこと。

3. 森林及び耕作地並びに河川及び湖沼への立入りが不適切な方法で制限されないこと。

(3) 動物飼育施設の設立、拡充、重要な変更及び経営については、一月前までに所轄官庁に届け出なければならない。所轄官庁は、第2項に基づく要請が遵守されるために、必要な命令を行うことができる。他の方法では適法な状態とならない場合には、所轄官庁は、動物飼育施設の除去を命じることができる。この場合においては、第42条第8項第2文及び第3文の規定を準用する。

(4) 州は、次に掲げる飼育施設については、第2項の条件を適用しない旨を定めることができる。

1. 州の監督を受ける飼育施設

2. 短期間に限って設置され又は使用する土地が狭小である飼育施設

3. 少数の動物又は飼育条件の少ない動物のみを飼育する施設

(5) 州の法令で定める細則は、その適用を妨げない。

<sup>(5)</sup> 情報提供義務及び立入権について定める。

**第3節 特別な種の保護**

（略）

**第4節 所轄官庁、動植物の輸出入**

（略）

**第5節 情報提供義務及び立入権；手数料及び立替金**

（略）

**第6節 授權**

（略）

**第6章 海洋保護****第56条 適用範囲**

- (1) 第2章を除き、この法律の規定は、1982年12月10日の国連海洋法条約及びその下位規定に従って排他的経済水域及び大陸棚にも適用する。
- (2) 2017年1月1日までに認可された風力発電所の建設及び運営については、第15条の規定を適用しない。

**第57条 排他的経済水域及び大陸棚において保護される海洋域；法規命令制定の授權**

- (1) 排他的経済水域及び大陸棚において保護される海洋域は、連邦自然保護庁が、市民参加の下に、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の同意を得て選定する。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、他の連邦の関係省庁を参加させ、隣接する州と協議を行う。
- (2) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、他の連邦の関係省庁の参加を得て、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、海洋域を第20条第2項の規定による自然及び景観の保護地域に指定する。
- (3) （略）

**第58条 所轄官庁；手数料及び立替金；法規命令制定の授權**

- (1) この法律の規定、この法律に基づき制定された法令の規定並びに種及び自然の生息地に対する被害及びその被害による直接的な危険に関する環境損害法の規定の排他的経済水域及び大陸棚への適用については、別段の定めがない限り、連邦自然保護庁が掌る。排他的経済水域及び大陸棚の自然及び景観への侵害で、官庁の許可又は官庁への届出が必要なものの又は官庁により実施されるもの場合には、当該官庁は、連邦自然保護庁と協議して決定を行う。
- (2) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令によって、第1項の規定による連邦自然保護庁の所掌事務を、連邦内務省と協議して連邦警察本部に委任し、連邦食料・農業・消費者保護省と協議して連邦農業・食糧庁に委任することができる。
- (3) 第1項第1文に規定する法令に基づく排他的経済水域及び大陸棚に係る事務について、連邦自然保護庁は、手数料及び立替金を徴収する。連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦財務省と協議の上、連邦参議院の同意を必要としない法規命令によって、手数料の発生する要件、手数料及び立替金払戻について規定し、手数料額及び上・下限額を定める権限を有する。払戻される立替金については、行政費用法と異なる規定をすることができる。第53条の規定は、その適用を妨げない。

**第7章 自然及び景観におけるレクリエーション****第59条 広域の景観区域への立入**

- (1) レクリエーションのために、道路、遊歩道

及び未利用地等の広域の景観区域に立ち入ることは、全ての者に認められる(一般原則)。

(2) (略)

## 第60条 責任

広域の景観区域への立入は、自己責任で行うものとする。立入権限を有することにより、追加的な注意義務又は交通安全義務は生じない。特に、典型的に自然から生ずる危険に対する責任は生じない。

## 第61条 河川・湖沼及び岸辺の建築規制

(1) 連邦水路、第一級河川及び1ヘクタール以上の湖沼においては、岸辺から50メートル以内に建造物を建て又は重要な変更を施してはならない。第1文の規定にかかわらず、海岸においては、北海にあっては平均高潮線から、及びバルト海にあっては平均海面から150メートル以上の距離を維持しなければならない。州の法令で定める細則は、その適用を妨げない。

(2) 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

1. この法律の施行の際、現に適法に設置又は許可されていた建築物
2. 水法上の許認可に基づいて、又は陸上水域の監視、管理、維持若しくは増強のために設置若しくは改修された建築物
3. 付属施設及び制御機器を含む公共交通施設、救急施設、護岸・治水施設及び防衛施設

州の細則で定める特則は、その適用を妨げない。

(3) 次の各号に掲げる場合には、第1項の禁止の例外を申請に基づいて許可することができる。

1. 建設物によって生じる自然界及び景観への損傷、特に水域及び岸辺の機能に対する

損傷が少ないこと又は適切な措置によって損傷を少なくすることが確実な場合

2. 極めて重要な社会的・経済的利益を含む公共の利益のために必要な場合。この場合については第15条の規定を準用する。

## 第62条 土地の供用

連邦、州その他の公法人は、持続的な利用並びに自然保護及び景観保全のその他の目的と一致し、かつ、公に指定された用途と矛盾しない場合には、その所有又は占有する土地のうち、その自然の特性上国民のレクリエーションに適しているもの又はそのような土地への一般の立入りを可能若しくは容易にするものを、適切な範囲でレクリエーション用に供するものとする。

## 第8章 承認された自然保護団体の参加

(略)

## 第9章 土地所有者の義務、命令・禁止事項の免除

### 第65条 受忍義務

(1) 土地の所有者その他の利用権者は、この法律の規定、この法律に基づき制定され若しくは存続する法令の規定又は州の自然保護法の規定に基づく自然保護及び景観保全の措置を、その措置によって土地の利用が期待不可能な程度に損傷されない限り、受忍しなければならない。州の法令で定める細則は、その適用を妨げない。

(2) 措置については、実施の前に権利者に適切な方法で通知しなければならない。

(3) 自然保護官庁の公勤務者及び受託者の、その職務の遂行に必要な土地への立入権限は、州法で定める。

**第66条 先買権**

- (1) 州は、次に掲げる土地の先買権を有する。
1. 国立公園、国立自然モニュメント、自然保護地域又はそのような暫定的に保全された地域内にある土地
  2. 天然記念物又は類似の暫定的に保全する対象物が存する土地
  3. 陸上水域が存する土地
- 第1文第1号から第3号までに掲げる土地の特徴がその土地の一部に限られる場合には、先買権は、その特徴に係る部分に限る。土地の所有者は、残部を所有することが経済的に期待できない場合には、土地全体の先買を請求することができる。
- (2) 先買権は、レクリエーションへの配慮を含む自然保護及び景観保全の理由により必要な場合に限り、行使することができる。
- (3) 先買権は、土地登記簿に登録することを要しない。先買権は、土地取引及び移民制度の分野におけるものを除き、法律行為上又は州法上の先買権に優先する。先買権を行使して土地の所有権を取得した場合には、法律行為による先買権は、消滅する。民法典第463条から第469条まで、第471条、第1098条第2項及び第1099条から第1102条までの規定を適用する。先買権は、配偶者、登録上の人生パートナー又は一親等の親族への売却については、その効力を生じない。
- (4) 先買権は、公法上の団体及び財団並びに承認された自然保護団体のためにも、州が申請によって行使することができる。
- (5) 州の法令に別段の定めがあるときは、その適用を妨げない。

**第67条 命令・禁止事項の免除**

(略)

**第68条 所有権の制限；補償及び所得補償**

- (1) この法律の規定、この法律に基づき制定され若しくは存続する法令の規定又は州の自然保護法の規定による所有権の制限が、個々の場合において、例外又は免除等の他の措置では解消することのできない過度の負担となるときは、適切な補償を行わなければならない。
- (2) 補償は、金銭で行わなければならない。補償は、数回に分けて行うことができる。土地の所有者は、土地の残部を所有することが経済的に期待できない場合には、土地全体の買取りを要求することができる。この場合について必要な細則は、州法で定める。
- (3) 自然保護及び景観保全の理由により公益を目的とする土地の収用に関し必要な事項は、州法で定める。
- (4) この法律の規定、この法律に基づき制定され若しくは存続する法令の規定又は州の自然保護法の規定により、特に土地を農林水産業のために利用することが極めて困難となる土地の所有者及び利用権者に対しては、第1項から第3項までに規定する補償が支払われない場合には、州は、申請により、当該各州の予算法の基準に従って適切な調整金を支払うことができる旨の規定を、設けることができる。

**第10章 過料及び罰則規定**

(略)

**第11章 経過規定**

(略)

(わたなべ ふくこ)